【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年6月27日
【会社名】	東和薬品株式会社
【英訳名】	TOWA PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　吉田　逸郎
【本店の所在の場所】	大阪府門真市新橋町２番11号
【電話番号】	06（6900）9100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部担当　田中　政男
【最寄りの連絡場所】	大阪府門真市新橋町２番11号
【電話番号】	06（6900）9100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部担当　田中　政男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2019年6月25日開催の当社第63期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金60円

第2号議案　定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、また今後の事業展開に対応するため、当社定款の一部を変更する。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、吉田逸郎、今野和彦、田中政男を選任する。

第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、白川敏雄、栄木憲和、根本秀人を選任する。

第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、樋口秀明を選任する。

第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額550百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定める。

第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、社外取締役分も含めて、年額70百万円以内と定める。

第8号議案　取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対し、株式関連報酬制度を導入する。

第9号議案　取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名（社外取締役を除く。）に取締役賞与として、総額82百万円を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合）
第1号議案　剰余金処分の件	148,796	57	45	（注）1	可決（98.62%）
第2号議案　定款一部変更の件	148,114	689	95	（注）2	可決（98.17%）
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件					
1　吉田　逸郎	145,666	3,187	45	（注）3	可決（96.55%）
2　今野　和彦	146,947	1,906	45	（注）3	可決（97.40%）
3　田中　政男	146,940	1,913	45	（注）3	可決（97.39%）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合）
第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件					
1　白川　敏雄	146,522	2,331	45	（注）3	可決（97.12%）
2　栄木　憲和	125,229	23,623	45	（注）3	可決（83.00%）
3　根本　秀人	148,531	322	45	（注）3	可決（98.45%）
第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	148,530	323	45	（注）3	可決（98.45%）
第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	148,371	205	322	（注）1	可決（98.34%）
第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件	148,407	169	322	（注）1	可決（98.37%）
第8号議案　取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件	148,265	588	45	（注）1	可決（98.27%）
第9号議案　取締役賞与支給の件	148,298	555	45	（注）1	可決（98.29%）

（注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権の数は加算しておりません。

以　上